

# 健康福祉委員会資料

## 1 所管事務の調査

### (1) 川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例について

資料1 理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点

資料2 理容所・美容所における洗髪設備等の設置義務化に係る条例

(都道府県・保健所設置市の状況)

参考資料1 川崎市理容師法施行条例・川崎市美容師法施行条例

参考資料2 神奈川県理容師法施行条例及び美容師法施行条例

参考資料3 横浜市理容師法施行条例及び美容師法施行条例

## 理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点

### 1 改正理由について

（請願記載事項）すでに洗髪専用の設備設置を条例で定めている道県内の保健所設置市で、設備設置を条例で定めていない市があるのは神奈川県のみで、唯一基準が統一されていない県となっている。県内にあってもすでに横浜市が同様の条例改正を行っており、県内の業者に混乱を生じさせないためにも条例改正による基準の統一は必要である。

また、理容所及び美容所において、洗髪専用の設備を設置することは、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生意識の向上につながり、衛生基準のより一層の向上を図ることができる。

### 2 規定内容について

（請願記載事項）理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、「洗髪専用の洗い場を有すること」を加える。

### 3 経過措置について

（横浜市の事案）改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後の届出に係る理容所及び美容所について適用し、施行日前の届出に係る理容所及び美容所並びに条例施行の際現に存する理容所及び美容所については、なお従前の例による。

（神奈川県的事案）条例の施行の日前に届出をした者が当該届出に係る理容所及び美容所について法の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、改正後の条例の規定にかかわらず、施行日から当該理容所及び美容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。

### 4 その他

## 理容所・美容所における洗髪設備等の設置義務化に係る条例（都道府県・保健所設置市の状況）

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
北海道	有	H12. 4. 1	洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場を適当数設けること。	当局	法改正によって条例事項となる前から規則で規定していた。	札幌市	有	H24. 10. 3	洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場をそれぞれ適当数設けること。	当局	道の条例に準拠したもの
						函館市	有	H25. 4. 1	洗髪及び洗顔のための洗い場並びに手指、器具等の洗浄のための洗い場を適当数設けること。	当局	道の条例に準拠したもの
						小樽市	有	H24. 4. 1	洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場を適当数設けること。	当局	道の条例に準拠したもの
						旭川市	有	H24. 12. 26	洗髪及び洗顔のための洗い場並びに手指、器具等の洗浄のための洗い場を適当数設けること。	当局	道の条例に準拠したもの
青森県	有	H12. 4. 1	作業室内には、洗髪、手洗い等に必要の流水設備を設け、排水は、完全にできるようにすること。	当局	法改正によって条例事項となる前から規則で規定していた。	青森市	有	H25. 4. 1	作業室内には、洗髪、手洗い等に必要の流水設備を設け、完全に排水できるようにすること。	当局	県の条例に準拠したもの
岩手県	無					盛岡市	無				
宮城県	有	H22. 4. 1	洗髪のための洗い場を設けること。この場合において椅子五脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること。	当局	宮城県理容生活衛生同業組合からの要望があったもの	仙台市	有	H25. 4. 1	洗髪のための洗い場を設けること。この場合において、いす5脚以上のときは、当該洗髪のための洗い場を作業所に設けること。 ※運用通知で、「顔そり専門店や化粧品専門店等、頭髮に係る作業を行わない理容所及び美容所にあつては、洗髪設備の設置規定を適用除外とすることができる。」としている。	当局	県における請願の採択とそれを受けて県条例が改正された経緯を踏まえ、制定に当たり県の条例と同様の規定を設けることとした。
秋田県	無					秋田市	無				

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
山形県	有	H22. 4. 1	作業室には、従業者の手指を洗浄するための洗場、器具類を洗浄するための洗場及び洗髪のための洗場を設けること。ただし、洗髪のための洗場にあつては、頭髮に係る作業を行わない理容所（美容所）については、この限りではない。	当局	理美容組合からの要望書を受けたもの						
福島県	有	H12. 4. 1	作業所には、耐水材料を用い、排水が完全に行われるような構造の洗髪設備（専ら洗髪を行う設備をいう。以下同じ。）を設けること。	当局	他の都道府県の条例に準拠して当局が判断したもの	郡山市	有	H25. 4. 1	作業所には、耐水材料を用い、排水が完全に行われるような構造の洗髪設備（専ら洗髪を行う設備をいう。）を設けること。ただし、洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない理容所として規則で定めるもの※については、この限りでない。 ※頭髪を刈込み等を行わない理（美）容所	当局	県の条例に準拠したもの
						いわき市	有	H24. 4. 1	作業所には、洗髪設備（耐水材料を用い、かつ、排水が完全に行われるような構造の専ら洗髪を行う設備をいう。）を設けること。ただし、洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない理容所として規則で定めるもの※については、この限りでない。 ※※頭髪を刈込み等を行わない理（美）容所	当局	県の条例に準拠したもの
茨城県	無										
栃木県	有	H23. 7. 1	作業室には、手指及び器具等を洗浄するための洗場並びに専ら洗髪を行うための設備であつて給湯可能な流水式のもの（以下「洗髪設備」という。）を設けること。ただし、洗髪設備を設	当局	当局の考えによるもの	宇都宮市	有	H25. 4. 1	作業室には、手指及び器具等を洗浄するための洗場並びに専ら洗髪を行うための設備であつて給湯可能な流水式のもの（以下「洗髪設備」という。）を設けること。ただし、洗髪設備を設	当局	県の条例に準拠したもの

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
			けなくとも衛生上支障がないものとして知事が別に定める理容所（美容所）※については、この限りではない。 ※シェービング専門店等の頭髪に係る作業を行わない理容所等						けなくとも衛生上支障がないものとして市長が別に定める理容所（美容所）については、この限りではない。		
群馬県	有	H22. 10. 1	作業室は、専ら洗髪するための、温水を供給することができる流水式の洗い場を有すること。ただし、頭髪の刈り込み（美容：パーマネントウェーブ）を行わないこと等の事由により、知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。	当局	群馬県理容生活衛生同業組合及び群馬県美容業生活衛生同業組合から請願を受けたもの	前橋市	有	H24. 4. 1	作業室は、専ら洗髪するための流水式の洗い場で、温水を供給することができるものを有すること。除外規定あり。	当局	県の条例に準拠したもの
						高崎市	有	H25. 4. 1	作業場には、専ら洗髪するための、温水を供給することができる流水式の洗い場を設けること。ただし、頭髪の刈込（美容：パーマネントウェーブ）を行わないこと等の事由により、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの
埼玉県	有	H21. 10. 1	洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。	当局	不明	さいたま市	有	H25. 4. 1	洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
						川崎市	有	H25. 4. 1	洗顔及び洗髪を行うための流水式の設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
千葉県	有	H23. 7. 1	作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備を設けること。ただし、頭髪に係る作業を行わない理（美）容所内には、理（美）容所内に洗顔を行うことができる流水式の設備を設ければ足りる。	当局	平成22年2月議会において請願（理容師・美容師組合）を採択したもの	千葉市	有	H25. 4. 1	作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備をもうけること。ただし、頭髪に係る作業を行わない理（美）容所内には、理（美）容所内に洗顔を行うことができる流水式の設備を設ければ足りる。	当局	県の条例に準拠したもの
						船橋市	有	H25. 4. 1	作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備を設けること。ただし、頭髪に係る作業を行わない理（美）容所内には、理（美）容所内に洗顔を行うことができる流水式の	当局	県の条例に準拠したもの

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
									設備を設ければ足りる。		
						柏市	有	H25. 4. 1	作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備を設けること。ただし、頭髪に係る作業を行わない理（美）容所にあつては、理（美）容所内に洗顔を行うことができる流水式の設備を設ければ足りる。	当局	県の条例に準拠したもの
東京都	無					千代田区	無				
						中央区	無	(H24. 4. 1)	(設置の義務付けそのものの規定はないが、洗髪器を客一人ごとに洗浄する旨の規定がある。)	(当局)	(分権に伴う条例の制定に際し、必要な事項を定めたもの)
						港区	有	H25. 4. 1	頭髪に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪器を設けること。ただし、区長が公衆衛生上支障ないと認める場合は、この限りではない。	当局	港区環境衛生協会からの要望によるもの
						新宿区	無				
						文京区	無				
						台東区	無				
						墨田区	無				
						江東区	無				
						品川区	無				
						目黒区	無				
						大田区	有	H26. 7. 1	洗髪に係る作業を行う場合は、水道から給水し、公共下水道等に前号ア及びイに掲げる要件※を満たす流水式の洗髪器を設けること。 ※水道から給水し、公共下水道等に排水する等。区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は	当局	大田区環境衛生協会の陳情について、保健福祉委員会の採択を受けたため。

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
									除外される。		
						世田谷区	無				
						渋谷区	有	H24. 7. 1	頭髮に係る作業を行う場合は、流水式の洗髪設備を設けること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合※は、この限りでない。 ※カッティング、染毛及びパーマメントウェーブ用剤を用いた施術を行わない場合	当局	東京都理容生活衛生同業組合並びに東京都美容性格衛生同業組合からの要望を受けたもの
						中野区	無				
						杉並区	無				
						豊島区	有	H26. 4. 1	作業室には、洗髪するための流水設備を設けること。ただし、公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。	当局	豊島区環境衛生協会からの請願を受けたもの
						北区	無				
						荒川区	無				
						板橋区	無				
						練馬区	無				
						足立区	無				
						葛飾区	無				
						江戸川区	無				
						八王子市	無				
						町田市	無				
神奈川県	有	H25. 10. 1	法第12条（第13条）第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により、これにより難い場合であ	議員 (厚生 常任委 員会)	関係団体からの要望	横浜市	有	H26. 10. 1	法第12条（第13条）第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでな	議員	条例提案者（議員）の考えによるもの（県の条例に準拠、衛生水準のより一層の向上）

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
			<p>って、知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4)理(美)容所は、専ら洗髪のために供する洗い場を有すること。</p> <p>(5)洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。</p> <p>以下略</p>						い。 (1)～(6)略 (7)洗髪専用の設備を設けること。 (8)略		
						川崎市	無				
						相模原市	無				
						横須賀市	無				
						藤沢市	無				
新潟県	有	H21. 4. 1	作業場には、洗髪するための給湯可能な設備を設けること。	当局	当局の考えによるもの	新潟市	有	H24. 4. 1	作業場には、給湯することができる洗髪のための設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
富山県	有	H12. 4. 1	作業場には、消毒設備のほか、手洗い設備及び洗髪設備を設けること。	当局	法改正によって条例事項となる前から規則で規定していた。	富山市	有	H25. 4. 1	作業場には、消毒設備のほか、手洗い設備及び洗髪設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
石川県	有	H21. 7. 1	作業所には、給湯が可能な洗髪設備を設けること。	当局	不明	金沢市	有	H25. 4. 1	作業所には、給湯が可能な洗髪設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
福井県	有	H20. 4. 25	作業場に、洗髪および洗顔を行うための流水式の装置を設置すること。	当局	当局の考えによるもの						
山梨県	有	H26. 10. 1	作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。	当局	山梨県生活衛生同業組合連合協議会等からの請願を受けたもの						
長野県	有	H20. 4. 1	作業所内に、温水を供給することができる洗髪設備を設けること。	当局	理容師組合などの関係団体の要望を受けたもの	長野市	有	H24. 4. 1	作業場内に、温水を供給することができる洗髪設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
岐阜県	有	H22. 4. 1	作業場内に洗髪専用の設備を設	当局	岐阜県理容生	岐阜市	有	H24. 7. 1	作業場内に洗髪専用の設備を設		



都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
			けること。ただし、公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。		活衛生同業組合による請願を受けたもの				けること。ただし、公衆衛生上支障がないものとして規則で定める場合※は、この限りでない。 ※頭髮に係る施術以外の施術を専門に行う理（美）容所を開設する場合		
静岡県	無					静岡市	無				
						浜松市	無				
愛知県	有	H21. 1. 1	洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。	当局	理容組合及び美容組合等からの陳情を受けたもの	名古屋市	有	H25. 4. 1	洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの
						豊橋市	有	H25. 4. 1	洗い場及び洗髪設備を、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、保健所長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの
						岡崎市	有	H25. 4. 1	洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの
						豊田市	有	H25. 4. 1	洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの
三重県	有	H12. 4. 1	洗髪器には、流水機能を備え、	当局	不明	四日市市	有	H24. 4. 1	洗髪器には、流水機能を備え、	当局	県の条例に準拠し

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
			給湯設備を設けること。洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。						給湯設備を設けること。洗髪器とは別に、器具等の洗い場を設置すること。		たもの
滋賀県	無					大津市	無				
京都府	無					京都市	無				
大阪府	無					大阪市	無				
						堺市	無				
						豊中市	無				
						高槻市	無				
						枚方市	無				
						東大阪市	無				
兵庫県	有	H12. 4. 1	作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。	当局	当局の考えによるもの （「理容所及び美容所における衛生管理要領（S56. 6. 1 厚生省環境衛生局長通知）」が示されたことに伴い、規定を設けた。）	神戸市	有	H25. 4. 1	作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
						姫路市	有	H25. 4. 1	作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。 （頭髪に係る作業を行わない施設である場合は除外する旨の規定が規則にある。）	当局	条例提案者の考えによるもの
						尼崎市	有	H25. 4. 1	作業場には、湯を供給することのできる洗髪設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
						西宮市	有	H25. 4. 1	作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。 （内規で、まゆ毛カット等の行為のみを行う場合についての緩和措置を定めている。）	当局	県の条例に準拠したもの
奈良県	無					奈良市	無				
和歌山県	有	H12. 4. 1	洗髪設備は耐水性材料を用い、かつ排水が完全に行われるよう	当局	当局の考えによるもの	和歌山市	有	H24. 4. 1	洗髪設備及び手洗設備は、耐水性の材料を用い、かつ、排水が	当局	県の条例に準拠したもの

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
			な構造とすること。 (洗髪設備を設けることを前提としている。)						完全に行われるような構造とすること。		
鳥取県	無										
島根県	有	H12. 4. 1	作業場に洗髪用の流水装置を設けること。	当局	当局の考えによるもの						
岡山県	無					岡山市	無				
						倉敷市	無				
広島県	有	H19. 5. 1	作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。特別の事情がある場合であつて、かつ、衛生上支障がないと知事が認める場合は、洗髪のための洗場を設けないことができる。	当局	理容組合などからの要望を受けたもの	広島市	有	H25. 4. 1	作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。特別の理由があり、かつ、衛生上支障がないと市長が認める場合は、洗髪のための洗場を設けないことができる。	当局	県の条例に準拠したもの
						呉市	有	H25. 4. 1	作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗い場及び洗髪のための洗い場をそれぞれ設けること。除外規定あり。	当局	県の条例で基準を定めていたものを、新たにそれぞれ条例を制定したもの。
						福山市	有	H25. 4. 1	作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗い場及び洗髪のための洗い場をそれぞれ設けること。特別の事情がある場合であつて、かつ、衛生上支障がないと市長が認める場合は、洗髪のための洗い場を設けないことができる。	当局	県の条例に準拠したもの
山口県	有	H12. 4. 1	作業場には、流水式の洗浄装置を備えた洗い場を設けること。洗髪用の流水式の洗浄装置の数は、理容いすの数が三台以下である場合にあつては一以上、三	不明	不明 なお、法改正によって条例事項となる前から規則で規	下関市	有	H24. 7. 1	作業場には、流水式の洗浄装置を備えた洗い場を設けること。洗髪用の流水式の洗浄装置の数は、理容椅子の数が3台※以下である場合にあつては1以上、	当局	県の条例に準拠したもの

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
			台を超える場合にあってはその超える数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を一に加えて得た数以上とすること。		定していた。				3台を超える場合にあってはその超える数を3で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を1に加えて得た数以上とすること。 ※美容所の場合は「3」が「4」となる。 また、美容所については、頭髮に係る施術を行わない場合その他下関市立下関保健所長が公衆衛生上支障がないと認める場合についての除外規定がある。		
徳島県	無										
香川県	有	H24. 10. 1	理容（美容）を行う場所に洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。	当局	関係団体の要望（陳情）を受けたもの。	高松市	有	H24. 10. 1	理容（美容）を行う場所に洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない場合その他市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。 ※まつ毛エクステンションやフェイシャルエステ、化粧品のみを行う施設の場合	当局	県の条例に準拠したもの
愛媛県	無					松山市	無				
高知県	無					高知市	無				
福岡県	有	H23. 4. 1	作業室（美容所にあっては待合場所を除く。）に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他の知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。	当局	関係団体（理美容組合）の要望を受けたもの	北九州市	有	H25. 4. 1	作業室に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他の市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。	当局	組合の要望を受けて規定を設けた県の条例（平成23年4月1日施行）に準拠したもの。
						福岡市	有	H25. 4. 1	理（美）容所に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髮に係る施術を行わない場合その他公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
									い。		
						大牟田市	有	H25. 4. 1	作業室（待合場所を除く。）に流水式の洗髪設備を設けること。ただし、頭髪に係る施術を行わない場合その他の市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。	当局	県の条例に準拠したもの
						久留米市	有		頭髪に係る施術を行わない場合その他の市長が公衆衛生上支障がないと認める場合を除き、作業室に流水式の洗髪設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
佐賀県	無										
長崎県	有	H12. 4. 1	作業所に、洗髪用の流水式の洗浄装置を設けること。	当局	法改正によって条例事項となった際に定めた。	長崎市	有	H24. 12. 28	作業場に、洗髪用の流水式の洗浄装置を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
						佐世保市	有	H25. 4. 1	作業場に、洗髪用の流水式の洗浄装置を設けること。除外規定あり。	当局	県の条例に準拠したもの
熊本県	有	H19. 10. 3	作業場には、手指、器具等の洗浄を行うための洗場及び洗髪を行うための洗場を設けること。	当局	熊本県理容生活衛生同業組合の要望を受けたもの	熊本市	有	H24. 4. 1	作業場には、手指、器具等の洗浄を行うための洗場及び洗髪を行うための洗場を設けること。洗場は、耐水材料で築造すること。	当局	県の条例に準拠したもの
大分県	有	H22. 10. 1	作業室には、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備及び洗髪のための流水式の設備を設けること。洗髪設備については、まつ毛に係る施術、化粧品等を専門に行い、頭髪に係る施術（刈込、パーマメントウェーブ等）をしない理容所又は美容所を除く。	当局	関係団体の要望を受けたもの	大分市	有	H25. 4. 1	作業室には、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備及び洗髪のための流水式の設備を設けること。	当局	県の条例に準拠したもの
宮崎県	無					宮崎市	無				

都道府県						保健所設置市区					
都道府県	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景	保健所設置市区	規定の有無	施行日	内容	提案者	背景
鹿児島県	有	H24. 1. 1	作業場所内に流水式の洗髪設備を設けること（知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合を除く。）。	当局	関係団体の要望（陳情）を受け、当局が検討した結果、陳情に沿ったかたちで条例化に及んだ。	鹿児島市	有	H25. 4. 1	作業場には、洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りではない。	当局	県の条例に準拠したもの
沖縄県	無					那覇市	無				

○川崎市理容師法施行条例

平成24年12月14日条例第60号

川崎市理容師法施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「政令」という。）第4条第3号の規定による理容の業を行う場合の衛生上必要な措置、理容所の衛生上必要な措置その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

**第2条** 法第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとにこれを取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、用法及び用量に従い適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとにこれを廃棄すること。

(理容所の衛生上必要な措置)

**第3条** 法第12条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長がその理容所が公衆衛生の向上に必要であって、衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 理容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 理容所は、作業を妨げない位置に待合設備を有すること。
- (3) 理容所の面積は、11.55平方メートル以上とし、理容所の作業及び衛生保持を適切に行うことができるものであること。
- (4) 洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであって、汚水を適切に排出することができるものであること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。

- (6) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して収納することができる十分な大きさの戸棚等を設けること。
- (7) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (8) 理容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (9) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (10) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。

(出張業務のできる場合)

**第4条** 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、理容所を利用できない入所者、理容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第11条の2の規定による構造設備の確認を受けている理容所又は現に法第11条第1項の規定による届出がされている理容所が第3条第10号の規定に適合しないときは、当該理容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該理容所の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。



川崎市美容師法施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第8条第3号及び第13条第4号並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「政令」という。）第4条第3号の規定による美容の業を行う場合の衛生上必要な措置、美容所の衛生上必要な措置その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

**第2条** 法第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとにこれを取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、用法及び用量に従い適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとにこれを廃棄すること。

(美容所の衛生上必要な措置)

**第3条** 法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長がその美容所が公衆衛生の向上に必要であって、衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 美容所は、作業を妨げない位置に待合設備を有すること。
- (3) 美容所の面積は、13.2平方メートル以上とし、美容所の作業及び衛生保持を適切に行うことができるものであること。
- (4) 洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであって、汚水を適切に排出することができるものであること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。

- (6) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して収納することができる十分な大きさの戸棚等を設けること。
- (7) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (8) 美容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (9) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (10) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。

(出張業務のできる場合)

**第4条** 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、美容所を利用できない入所者、美容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第12条の規定による構造設備の確認を受けている美容所又は現に法第11条第1項の規定による届出がされている美容所が第3条第10号の規定に適合しないときは、当該美容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該美容所の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。

条 例

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第78号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第1条 理容師法施行条例(平成12年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「状況等」を「状況その他」に改め、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗場」を「洗い場」に改め、同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 理容所は、専ら洗髪のために供する洗い場を有すること。附則第3項を次のように改める。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(美容師法施行条例の一部改正)

第2条 美容師法施行条例(平成12年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「状況等」を「状況その他」に改め、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「洗場」を「洗い場」に改め、同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 美容所は、専ら洗髪のために供する洗い場を有すること。附則第3項を次のように改める。

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1条中理容師法施行条例附則第3項の改正規定及び第2条中美容師法施行条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る理容所について同法第12条第4号の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、第1条の規定による改正後の理容師法施行条例第2条第4号の規定にかかわらず、施行日から当該理容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。

3 施行日前に美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る美容所について同法第13条第4号の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、第2条の規定による改正後の美容師法施行条例第2条第4号の規定にかかわらず、施行日から当該美容所について大規模

な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第79号

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県議会委員会条例(昭和31年神奈川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表商工労働常任委員会の項中「商工労働常任委員会」を「産業労働常任委員会」に、「商工労働局」を「産業労働局」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

神奈川県議会訓令第1号

議会議局一般

神奈川県議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

神奈川県議会議長 竹内 英明

神奈川県議会公印規程の一部を改正する規程

神奈川県議会公印規程(昭和39年神奈川県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。)」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県議会訓令第2号

議会議局一般

神奈川県議会議会局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

神奈川県議会議長 竹内 英明

神奈川県議会議会局組織規程の一部を改正する規程

神奈川県議会議会局組織規程(昭和58年神奈川県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「総務部」を削る。

第4条総務部の項中「総務部」を削り、同条総務部総務課の項第7号中「職員」の次に「の任免、分限、懲戒、服務その他」を加え、同条総務部経理課の項第1号中「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」を「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」に改め、同項第3号中「局の」の次に「予算、決算

理容師法施行条例（神奈川県改正後）

平成12年3月24日  
条例第9号

改正	平成13年7月13日条例第45号	平成15年3月20日条例第18号
	平成20年7月22日条例第40号	平成25年3月29日条例第78号
	平成26年3月25日条例第7号	

理容師法施行条例をここに公布する。

理容師法施行条例

（理容を行う場合の衛生上必要な措置）

**第1条** 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。

*一部改正〔平成13年条例45号〕*

（理容所の衛生上必要な措置）

**第2条** 法第12条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により、これにより難しい場合であって知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 理容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 理容所は、待合設備を有すること。
- (3) 理容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55平方メートル以上の面積を確保すること。
- (4) 理容所は、専ら洗髪のに供する洗い場を有すること。
- (5) 洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- (6) 排水は、適正に処理すること。
- (7) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。
- (8) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (9) 理容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

*一部改正〔平成25年条例78号〕*

（出張業務のできる場合）

**第3条** 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他知事が特に必要と認める場合

*追加〔平成15年条例18号〕*

（手数料の徴収）

**第4条** 知事は、法第11条の2の規定に基づく理容所の検査を受けようとする者から、理容所検

○理容師法施行条例

査手数料として、1件につき1万6,040円を徴収する。

*一部改正〔平成15年条例18号・26年7号〕*

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

*全部改正〔平成25年条例78号〕*

附 則(平成13年7月13日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第18号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第78号抄)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1条中理容師法施行条例附則第3項の改正規定及び第2条中美容師法施行条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る理容所について同法第12条第4号の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、第1条の規定による改正後の理容師法施行条例第2条第4号の規定にかかわらず、施行日から当該理容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月25日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)  
(試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置)
- 7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

美容師法施行条例（神奈川県改正後）

平成12年3月24日  
条例第10号

改正 平成15年3月20日条例第18号 平成20年7月22日条例第40号  
平成25年3月29日条例第78号 平成26年3月25日条例第7号

美容師法施行条例をここに公布する。

美容師法施行条例

（美容を行う場合の衛生上必要な措置）

**第1条** 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。

（美容所の衛生上必要な措置）

**第2条** 法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の理由により、これにより難しい場合であって知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 美容所は、待合設備を有すること。
- (3) 美容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう13.2平方メートル以上の面積を確保すること。
- (4) 美容所は、専ら洗髪の用に供する洗い場を有すること。
- (5) 洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- (6) 排水は、適正に処理すること。
- (7) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。
- (8) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (9) 美容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

**一部改正〔平成25年条例78号〕**

（出張業務のできる場合）

**第3条** 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他知事が特に必要と認める場合

**追加〔平成15年条例18号〕**

（手数料の徴収）

**第4条** 知事は、法第12条の規定に基づく美容所の検査を受けようとする者から、美容所検査手数料として、1件につき1万6,040円を徴収する。

**一部改正〔平成15年条例18号・26年7号〕**

附 則

○美容師法施行条例

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**全部改正〔平成25年条例78号〕**

附 則(平成15年3月20日条例第18号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第78号抄)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1条中美容師法施行条例附則第3項の改正規定及び第2条中美容師法施行条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 3 施行日前に美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る美容所について同法第13条第4号の規定により講ずべき衛生上必要な措置については、第2条の規定による改正後の美容師法施行条例第2条第4号の規定にかかわらず、施行日から当該美容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月25日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)  
(試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置)
- 7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市理容師法施行条例及び美容師法施行条例

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 25 号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第 1 条 理容師法施行条例(平成 24 年 9 月横浜市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 洗髪専用の設備を設けること。

(美容師法施行条例の一部改正)

第 2 条 美容師法施行条例(平成 24 年 9 月横浜市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 洗髪専用の設備を設けること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の理容師法施行条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 11 条第 1 項の規定による届出に係る理容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る理容所及びこの条例の施行の際現に存する理容所については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の美容師法施行条例の規定は、施行日以後の美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 11 条第 1 項の規定による届出に係る美容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る美容所及びこの条例の施行の際現に存する美容所については、なお従前の例による。



○理容師法施行条例（横浜市改正前）

平成24年9月25日  
条例第47号

理容師法施行条例をここに公布する。

理容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「令」という。）第4条第3号の規定による理容の業を行う場合の衛生上必要な措置その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（理容の業を行う場合の衛生上必要な措置）

第2条 法第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

（1）作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。

（2）手指は、常に清潔に保つこと。

（3）毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。

（4）客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。

（5）消毒液は、適宜交換すること。

（6）医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。

（7）皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。

（8）皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。

（理容所の衛生上必要な措置）

第3条 法第12条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1）理容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。

（2）理容所は、待合設備を有すること。

（3）理容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55平方メートル以上の面積を確保すること。

（4）器具及び手指の洗浄及び消毒を行うための洗い場（以下「専用洗い場」という。）を設けること。

（5）専用洗い場において器具及び手指以外を洗浄し、及び消毒しないこと。

（6）専用洗い場の構造は、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。

イ 器具の洗浄及び消毒を適切に行うことができる十分な大きさであること。

ウ 流水装置とすること。

（7）排水は、適正に処理すること。

（8）消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる戸棚等を設けること。

（9）消毒作業に必要な器具を備えること。

（10）器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

（11）理容所で使用する水は、清浄なものであること。

（12）外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

（13）理容所に身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬以外の動物を入れないこと。

（出張業務のできる場合）

第4条 令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、理容所に来ることができないもの又は理容所に来ることが著しく困難なものに対して当該施設において業務を行う場合

（2）興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合

（3）その他市長が特に必要と認める場合

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 理容師法施行条例

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第3条第4号及び第6号イの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法第11条第1項の規定による届出に係る理容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る理容所及びこの条例の施行の際現に存する理容所(以下「既存理容所等」という。)については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定にかかわらず、既存理容所等の専用洗い場を施行日以後に改修する場合においては、第3条第6号イの規定を適用する。

○美容師法施行条例（横浜市改正前）

平成24年9月25日  
条例第48号

美容師法施行条例をここに公布する。

美容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第8条第3号及び第13条第4号並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「令」という。）第4条第3号の規定による美容の業を行う場合の衛生上必要な措置その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（美容の業を行う場合の衛生上必要な措置）

第2条 法第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- （1）作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- （2）手指は、常に清潔に保つこと。
- （3）毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- （4）客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- （5）消毒液は、適宜交換すること。
- （6）医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- （7）皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- （8）皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。

（美容所の衛生上必要な措置）

第3条 法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- （1）美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- （2）美容所は、待合設備を有すること。
- （3）美容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう13.2平方メートル以上の面積を確保すること。
- （4）器具及び手指の洗浄及び消毒を行うための洗い場（以下「専用洗い場」という。）を設けること。
- （5）専用洗い場において器具及び手指以外を洗浄し、及び消毒しないこと。
- （6）専用洗い場の構造は、次に掲げる基準を満たすものであること。
  - ア 陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
  - イ 器具の洗浄及び消毒を適切に行うことができる十分な大きさであること。
  - ウ 流水装置とすること。
- （7）排水は、適正に処理すること。
- （8）消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる戸棚等を設けること。
- （9）消毒作業に必要な器具を備えること。
- （10）器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- （11）美容所で使用する水は、清浄なものであること。
- （12）外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- （13）美容所に身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬以外の動物を入れないこと。

（出張業務のできる場合）

第4条 令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、美容所に来ることができないもの又は美容所に来ることが著しく困難なものに対して当該施設において業務を行う場合
- （2）興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- （3）その他市長が特に必要と認める場合

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 美容師法施行条例

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第4号及び第6号イの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法第11条第1項の規定による届出に係る美容所について適用し、施行日前の同項の規定による届出に係る美容所及びこの条例の施行の際現に存する美容所(以下「既存美容所等」という。)については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、既存美容所等の専用洗い場を施行日以後に改修する場合には、第3条第6号イの規定を適用する。